

1 適正・公平な課税の推進

～ 悪質な納税者には厳正な調査を実施する一方で、その他の納税者には簡易な接触も実施 ～

国税庁では、様々な角度から情報の分析を行い、不正に税金の負担を逃れようとする悪質な納税者に対しては、適切な調査体制を編成し、厳正な調査を実施することとしています。

一方で、その他の納税者に対しては、文書や電話での連絡などによる簡易な接触も行うなど、限られた人員等をバランスよく配分し、効果的・効率的な事務運営を心掛けています。

■ 実地調査の件数

(単位：千件)

税目	事務年度	H27 (2015)	H28 (2016)
申告所得税		66	70
法人税		94	97
消費税		125	130
相続税		12	12

■ 実地調査における追徴税額

(単位：億円)

税目	事務年度	H27 (2015)	H28 (2016)
申告所得税		798	819
法人税		1,592	1,732
消費税		780	1,030
相続税		583	716

～ システムを活用した調査選定、資料情報の効率的な収集体制を整備 ～

国税庁では、データベースに蓄積された所得税や法人税の申告内容や事業者から法令に基づいて提出された支払調書をはじめとする各種資料情報を分析するなど、調査選定にシステムを活用しています。

また、活用効果の高い資料情報を効率的に収集するために、資料収集の専門部署を設置するなどの体制整備に取り組んでいます。

(1) 調査において重点的に取り組んでいる事項

～ 資産運用の多様化・国際化を念頭に置いた調査を実施 ～

増加する海外への投資や海外取引などについて、国外送金等調書をはじめとする資料や海外当局との租税条約等に基づく情報交換制度などによって得た情報を活用し、実態解明を行い、深度ある調査を実施しています。

特に、富裕層については、多様化・国際化する資産運用から生じる運用益に対して適正に課税するとともに、将来の相続税の適正課税に向けて情報の蓄積を図っています。

◎ 海外資産等の申告除外・国際的租税回避を把握した事例

- 租税条約に基づく自動的情報交換資料等を活用し、海外の預金に係る利子などの申告漏れを把握
- いわゆるタックスヘイブンに設立したペーパーカンパニーを介して取引を行い、税負担を軽減していた事実を把握

※ 上記の事例の詳細については、国税庁ホームページの「国際戦略トータルプラン - 国際課税の取組の現状と今後の方向 -」(<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kokusai/strategy/index.htm>)をご覧ください。

Ⅲ 適正・公平な課税・徴収

～ 消費税の適正課税の確保のため、十分な審査と調査等を実施 ～

消費税は、税収の面で主要な税目の一つであり、国民の関心も極めて高いことから、一層の適正な執行に努めています。

特に、虚偽の申告により不正に還付金を得ようとするケースについては、調査などを通じて還付原因となる事実関係を確認し、不正還付防止に努めています。

また、社会的に問題となっている金密輸に伴う輸入消費税の脱税への対応についても、税関当局との一層の連携を図っています。

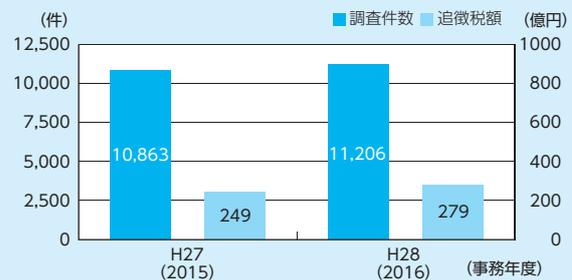
◎ 消費税の調査事例

- 数年おきに他人名義で所得税の申告を行うことで、自身が実質所得者であることを隠蔽し、消費税の課税を逃れていた事実を把握
- 帳簿等を改ざんし、国内売上を輸出免税売上に仮装する手口で、不正に消費税の還付を得ようとしている事実を把握

～ 資料情報を活用し、的確に無申告者を把握 ～

無申告は、申告納税制度の下で自発的に適正な納税をしている納税者に強い不公平感をもたらすことになるため、資料情報の更なる収集・活用を図るなどし、的確に無申告を把握し、積極的に調査を実施しています。

■ 無申告の調査状況（所得税・相続税・法人税）



◎ 無申告の調査事例

- 社員が副業のネット販売について申告していなかった事実を把握
- 事業活動を隠蔽する目的で、本店登記地の遠隔地で事業を行い、税務申告を不正に逃れていた事実を把握

～ 納税者の主張を正確に把握し、適正な課税処理を遂行 ～

調査に当たっては、納税者の主張を正確に把握し、的確な事実認定に基づいて十分に法令面の検討を行った上で、適正な課税処理を行うよう努めるとともに、法令に定められた手続の遵守を徹底しています。

(2) 調査以外の手法の活用

～ 実地調査以外にも様々な取組を実施 ～

国税庁では、限られた人員等の中で適正かつ公平な課税を確保するため、実地調査以外にも様々な取組を実施し、幅広い納税者に自発的な適正申告を促すなど、効果的・効率的な事務運営に努めています。

◎ 納税者の自発的な納税義務の履行を確保するための取組

- 審査の結果、計算誤りや法令の適用誤りがあると思われる者や、国税庁の蓄積情報などから無申告が想定される者に対し、お尋ね等の書面照会を行い、申告についての自主的な見直しの呼び掛け
- 一定の業種・地域の納税者に対し、適正申告の喚起文の発送、説明会の開催、リーフレットの配付を行い、業種・地域全体の申告水準の向上及び今後の適正申告の確保を図る取組

協力的手法による取組

国税庁では、大企業の適正申告に向けた自発的な取組を後押しするため、協力的手法による税務コンプライアンスの維持・向上を図る取組を実施しています。

● 税務に関するコーポレートガバナンスの充実に向けた取組

我が国全体の申告水準の維持・向上の観点から、大企業の税務コンプライアンスの維持・向上は大変重要です。このため、大企業に対する調査の機会を利用して、税務に関するコーポレートガバナンスの状況を確認するとともに、国税局幹部と経営責任者等の間で意見交換を行い効果的な取組事例を紹介するなど、その充実に向けた働き掛けを行っています。

また、税務に関するコーポレートガバナンスの状況が良好で一定の条件を満たした大企業については、次回調査までの間隔を延長し、その分の調査事務量をより調査必要度の高い大企業に振り向けています。

この取組により、国税庁では、限られた人員をより効果的に活用できるようになるとともに、企業側では不適切な税務処理が発生するリスクや税務調査対応の負担が軽減するといったメリットが生じるものと考えています。

本取組の詳細な内容は、国税庁ホームページ「[税務に関するコーポレートガバナンスの充実に向けた取組について（調査課所管法人の皆様へ）](https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/shinkoku/hojin/sanko/cg.htm)」(<https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/shinkoku/hojin/sanko/cg.htm>)をご覧ください。

● 大規模法人の「申告書の自主点検と税務上の自主監査」を推進

～ 国税局調査部の申告書チェック項目などを公表 ～

国税局が行う申告書のチェックや税務調査の結果から、誤りが生じやすいと認められる事項を表形式に取りまとめた「申告書確認表」及び「大規模法人における税務上の要注意項目確認表」を国税庁ホームページ「[申告書の自主点検と税務上の自主監査に関する情報（調査課所管法人の皆様へ）](https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/shinkoku/hojin/sanko/tk.htm)」(<https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/shinkoku/hojin/sanko/tk.htm>)に掲載しています。

提出直前の申告書の自主点検、申告書を作成される前の決算調整事項や申告調整事項の把握漏れ等の自主監査にご活用ください。

これらの活用により、申告書誤りの防止が図られ、調査で処理誤りが指摘されるリスクが軽減されるものと考えています。

● 移転価格税制に関する協力的手法による取組

国税庁では、納税者による自発的な税務コンプライアンスの維持・向上を図る観点から、「[移転価格ガイドブック～自発的な税務コンプライアンスの維持・向上に向けて～](https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kokusai/itenkakakuzeisei/index.htm)」（平成29(2017)年6月）(<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kokusai/itenkakakuzeisei/index.htm>)を公表しました。

また、移転価格税制に係る文書化制度の周知・広報及び相談対応を行い、制度の定着、円滑な運用が図られるよう取り組んでいます。詳しくは、コラム5(50ページ)をご覧ください。

Ⅲ 適正・公平な課税・徴収

(3) 資料情報

～ 的確な調査・指導に活用するため、あらゆる機会を通じて資料情報を収集 ～

国税庁では、給与所得の源泉徴収票や配当等の支払調書などの法定調書のほか、調査の際に把握した情報など、あらゆる機会を通じて様々な資料情報の収集を行い、的確な調査・指導に活用しています。

特に、経済取引の国際化、ICT化等の進展や不正形態の変化に常に着目し、新たな資産運用手法や取引形態を把握するため、海外投資や海外企業との取引に関する情報、インターネットを利用した電子商取引などの資料情報の収集に取り組んでいるところであり、仮想通貨やシェアリングエコノミー（民泊など）に関する取引についても着目しています。

■ 資料情報の収集枚数



(4) 査察

～ 悪質な脱税者の刑事責任を追及 ～

査察制度は、悪質な脱税者に対して刑事責任を追及し、その一罰百戒の効果を通じて、適正・公平な課税の実現と申告納税制度の維持に資することを目的としています。

昨今の経済取引の広域化、国際化及びICT化等により、脱税の手段・方法が複雑・巧妙化している中で、国税査察官は、経済社会情勢の変化に的確に対応し、悪質な脱税者の告発に努めています。

～ 社会的波及効果の高い事案への積極的な取組 ～

平成29(2017)年度においては、消費税の輸出免税制度などを利用した消費税受還付事案や自己の所得を秘匿し申告を行わない無申告脱税事案に積極的に取り組み、過去5年間で最も多くの告発を行いました。

また、国際事案や太陽光発電関連事案など近年の社会情勢に即した事案に対しても積極的に取り組み、多数の事案を告発しました。

■ 平成29(2017)年度告発事例

消費税の輸出免税制度を利用して不正に還付を受けていたもの

化粧品の輸出等を行う会社が、取引事実が無いにもかかわらず、国内の業者からの架空仕入（課税取引）及び国外の業者への架空輸出売上（免税取引）を計上する方法により、不正に多額の消費税の還付を受けていました。

■ 査察調査の状況

	着手件数	処理件数	告発件数	脱税総額 (うち告発分)	1件当たり脱税額 (うち告発分)
平成28年度 (2016)	178件	193件	132件	16,106百万円 (12,692百万円)	83百万円 (96百万円)
平成29年度 (2017)	174件	163件	113件	13,509百万円 (10,001百万円)	83百万円 (89百万円)

※ 脱税額には、加算税を含みます。

◎ 平成29(2017)年度実刑判決が出された事例

高級腕時計の輸出版売を行う会社3社は、グループ会社の在庫商品である高級腕時計を利用し、腕時計を何度も国内と国外で循環させる方法により、架空の国内仕入(課税取引)及び架空の輸出売上(免税取引)を計上し、不正に多額の消費税の還付を受けていました。

会社3社を経営していた者は、これらの会社及び関係会社の消費税法及び地方税法違反の罪で懲役7年6月の実刑判決を受けました。

■ 査察事件の一審判決の状況

	判決件数 ①	有罪件数 ②	有罪率 ②/①	実刑判決 人数③	1件当たり 犯則税額④	1件当たり 懲役月数⑤	1人(社)当たり 罰金額⑥
平成28年度 (2016)	内12 100件	内12 100件	100.0%	内9 14人	59百万円	13.9月	14百万円
平成29年度 (2017)	内5 143件	内5 143件	100.0%	内4 8人	62百万円	14.7月	15百万円

※1 表中の内書は他犯罪との併合事件を示しています。

※2 ④～⑥は、他の犯罪との併合事件を除いてカウントしています。

～ 脱税によって得た不正資金の留保状況 ～

脱税によって得た不正資金の多くは、現金や預貯金、有価証券として留保されていたほか、居宅や太陽光発電所、高級外車、高級腕時計の取得費用、特殊関係人への援助資金、ギャンブル等の遊興費などに充てられていた事例もみられました。また、不正資金の一部が、国外の預金口座で留保されるほか、国外のカジノでの遊興に費消されていた事例がありました。

過去に査察調査により把握した隠し財産の事例

居宅押入れの可動式床の床下に存在した金庫の中から現金を把握



2 確実な税金の納付

(1) 自主納付態勢の確立

～ 年度内に納付された税金は約61.6兆円(年度内収納割合は98.8%) ～

申告された国税は、国庫に納付されて初めて歳入となります。平成28(2016)年度においては、税務署に申告された国税などの課税額(徴収決定済額)が約62兆3,000億円であったのに対し、このうち年度内に国庫に納付された税金(収納済額)が約61兆6,000億円となっており、その収納割合は98.8%でした。

～ 滞納を未然に防止 ～

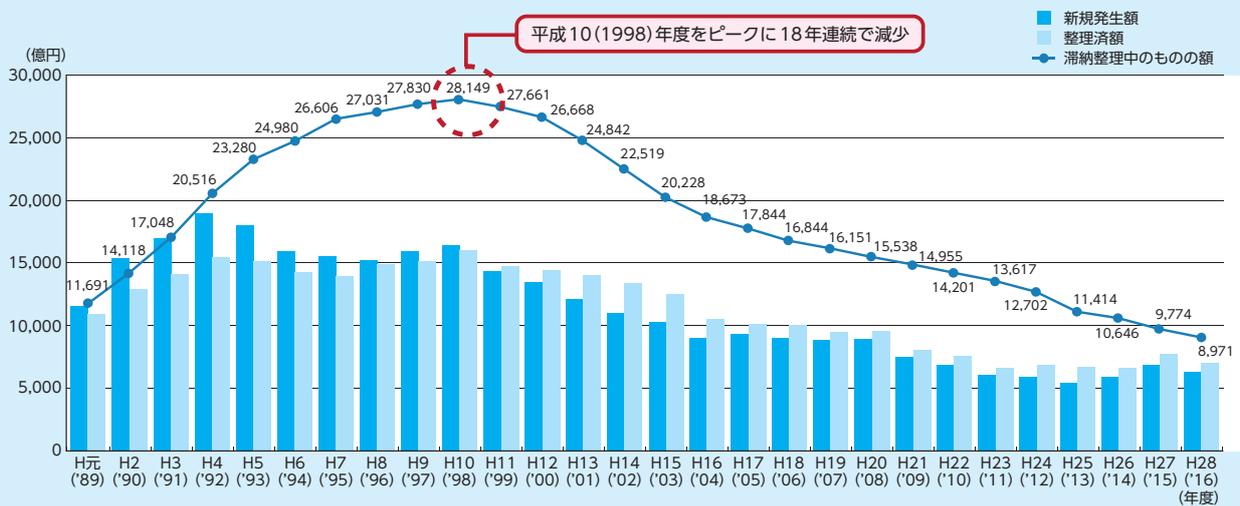
滞納を未然に防止するために、前回の納付の際に期限を過ぎて納付した納税者には、あらかじめ文書で期限をお知らせし、期限までに納付のない納税者には、督促状を発付する前に電話で連絡して納付を促すなどの取組を行っています。

(2) 滞納の整理促進への取組

～ 滞納整理中のものの額はピーク時の31.9%に ～

滞納とは、国税が納期限までに納付されず督促状が発付されたものをいい、平成28(2016)年度末時点の滞納税額は約8,971億円となっています。

■ 全税目の滞納整理中のものの額の推移



※1 実数値は、滞納整理中のものの額を示します。
 ※2 地方消費税を除いています。

滞納整理中のものの額は約0.9兆円と依然として高水準
 → 今後も組織を挙げて滞納の未然防止と整理促進に取り組む方針

滞納となった国税については、期限内に国税の納付を行っている大多数の納税者との間の公平性を確保する観点から、早期着手・早期保全に努めるとともに、以下の基本方針の下、滞納の整理促進に取り組んでいます。

～ 滞納整理は滞納者個々の実情に即しつつ適切に対応 ～

滞納処分の執行は、滞納者の権利・利益に特に強い影響を及ぼすことから、滞納整理に当たっては、事実関係を正確に把握した上で、差押え、公売等の滞納処分を行う一方で、納税の猶予、換価の猶予等の納税緩和措置を講じるなど、滞納者個々の実情に即しつつ、法令等に基づき適切に対応しています。

なお、猶予制度については、納税者の負担の軽減を図るとともに早期かつ確かな納税の履行を確保するという改正の趣旨を踏まえながら、適切に対応しています。

～ 大口・悪質滞納事案に対する厳正かつ毅然とした対応 ～

大口・悪質滞納事案の滞納整理に当たっては、搜索や差押え、公売等の滞納処分を適時・適切に実施するなど、厳正かつ毅然とした対応を行っています。

また、財産の隠蔽等により滞納処分の執行を免れようとする特に悪質な事案については、滞納処分免脱罪¹の告発を行うなど、特に厳正に対処しています。

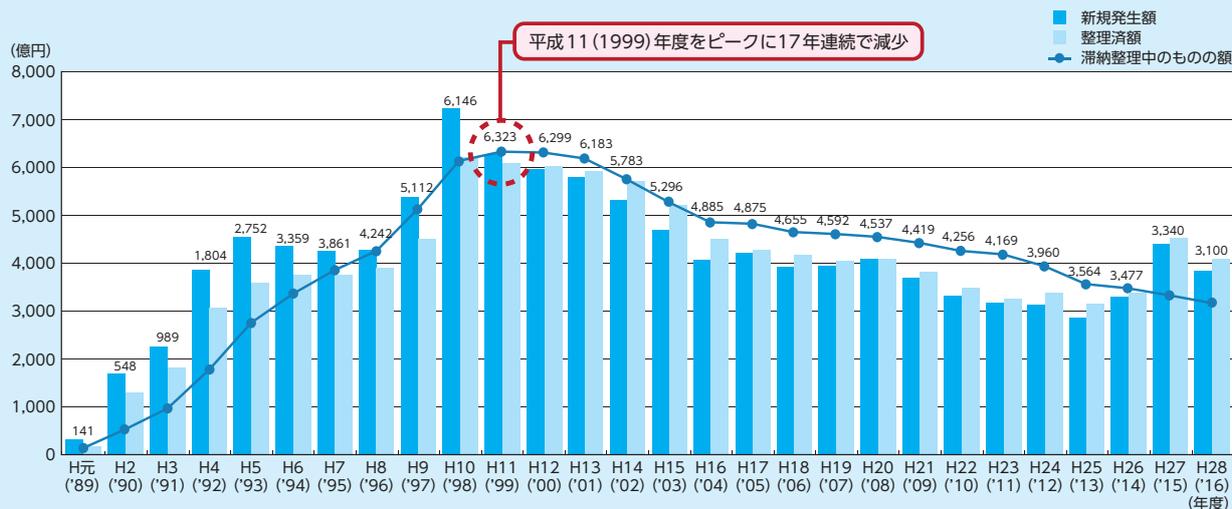
～ 処理困難事案に対する組織的な対応等 ～

処理困難事案については、相当の事務量や高度な徴収技法が必要なため、広域運営、適時のプロジェクトチームの編成による滞納処分の実施など、組織的な対応を行うとともに、詐害行為取消訴訟²等の原告訴訟を提起するなど、法的手段を積極的に活用した滞納整理に取り組んでいます。

～ 消費税滞納事案の確実な処理 ～

消費税滞納については、新規発生時の早期着手を徹底するなど、消費税滞納を含む滞納事案の確実な処理を行い、消費税の滞納残高の圧縮に取り組んでいます。

■ 消費税の滞納整理中のものの額の推移



※ 1 実数値は、滞納整理中のものの額を示します。
 ※ 2 地方消費税を除いています。

1 差押えなどの滞納処分を免れる目的で、財産の隠蔽などを行った場合は、3年以下の懲役又は250万円以下の罰金が科されます。

2 詐害行為取消訴訟とは、滞納者と第三者との間における債権者(国)を害する法律行為(詐害行為)の効力を否定して、滞納者から離脱した財産をその第三者から取り戻して滞納者に復帰させるための訴訟をいいます(国税通則法第42条、民法第424条参照)。

Ⅲ 適正・公平な課税・徴収

(3) 集中電話催告センター室

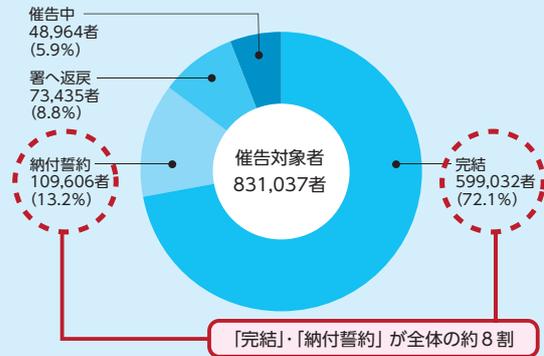
～ 効果的・効率的な電話催告の実施 ～

新規滞納事案は、集中電話催告センター室（納税コールセンター）で幅広く所掌し、システムを活用した電話催告等を行うことにより、効果的・効率的な滞納整理を行っています。

これにより、平成28(2016)年7月から平成29(2017)年6月末までの1年間で、催告対象約83万者のうち、約60万者(72.1%)が完結し、約11万者(13.2%)が納付誓約となっています。

■ 集中電話催告センター室の滞納整理状況

平成28(2016)年7月から平成29(2017)年6月末までに電話催告の対象となった831,037者のうち、完結に至ったのは599,032者となっています。



(4) インターネット公売

～ インターネット公売で約800物件を売却 ～

国税庁では、民間のオークションサイトを利用したインターネット公売を実施しています。インターネット公売は、参加者が公売会場に出向く必要がなく、公売の期間中は、24時間インターネット上で買受申込みをすることができるなど利便性が高く、より多くの参加者を募ることができるため、差し押さえた財産の高価・有利な売却に役立っています。

平成29(2017)年度は、4回のインターネット公売を実施しました。その結果、延べ約9千人の方の参加があり、自動車、宝飾品、不動産など約800物件が売却され、その売却総額は約4億円となっています。

■ 過去にインターネット公売で売却した財産の例



(5) 的確かつ効率的な債権債務の管理

～ システムの高度活用で的確かつ迅速な処理を実施 ～

納税申告や還付申告によって大量に発生する国税の債権債務の管理業務を、システムを有効活用して的確かつ効率的に処理を行っています。

また、年間約4,290万件の税金の納付を効率的に処理するため、日本銀行における納付書のOCR処理(光学式文字認識処理)¹や、所得税と個人事業者の消費税における振替納税²に加え、電子納税やダイレクト納付を導入して事務作業の合理化を図っています。還付金の支払についても、振込処理をオンライン化して効率的かつ迅速な処理に努めています。

情報の厳正な管理

国税庁は、個人の所得情報など、様々な情報を保有していますが、個人情報には厳格に管理する必要があり、その情報が簡単に漏れるようでは、納税者からの協力は期待できなくなり、円滑な調査・徴収に支障が生じかねません。

このため、税務職員が税務調査などで知った秘密を漏らした場合には、国家公務員法上の刑事罰(1年以下の懲役又は50万円以下の罰金)よりも重い税法上の刑事罰(2年以下の懲役又は100万円以下の罰金)が科されることとなっています。

職員に対しては、定期的に情報セキュリティに関する研修を行っているほか、調査などに際し、質問する場所についても、プライバシーに配慮し、店舗先や玄関先はなるべく避けるようにしています。

また、国税庁は特定個人情報(マイナンバーをその内容に含む個人情報)などを取り扱うことから、マイナンバー法などの関係法令の趣旨を踏まえ、行政文書の管理状況を定期的に点検するなどにより、国税庁の保有する納税者情報を厳正に管理するよう努めています。

1 「OCR処理(光学式文字認識処理)」とは、納付書に記載された文字を電子データに変換することをいい、この電子データにより日本銀行と国税庁の間の連絡を行うことで、情報伝達の合理化・ペーパーレス化を図ることができます。

2 振替納税は、納税者があらかじめ指定した金融機関に、税務署から納付書を送付して預貯金口座から引き落として納付するという方法によって行われます。納付書を大量に金融機関に送付する必要がある場合には、この事務を効率的に行うため、金融機関に口座振替のためのデータを送付し、金融機関において口座振替の処理を行うとともに、その結果もデータで返却してもらうという処理を行います。

3 国際的な取引への対応

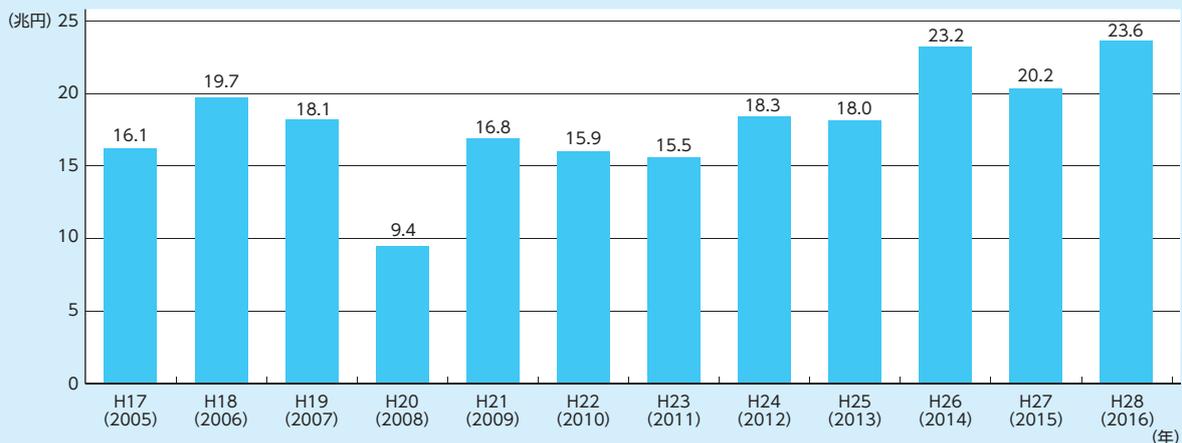
(1) 背景

～ 国際的な租税回避への国民の関心の高まり ～

近年、個人投資家の海外投資や企業の海外取引が増加するなど、経済社会がますます国際化しています。このような中、いわゆる「パナマ文書」・「パラダイス文書」の公開やBEPS (Base Erosion and Profit Shifting : 税源浸食と利益移転) プロジェクトの進展などにより、富裕層や海外取引のある企業による、海外への資産隠しのほか、各国の税制の違い等を利用して税負担を軽減する等の国際的な租税回避に対して、国民の関心が大きく高まっている状況にあります。

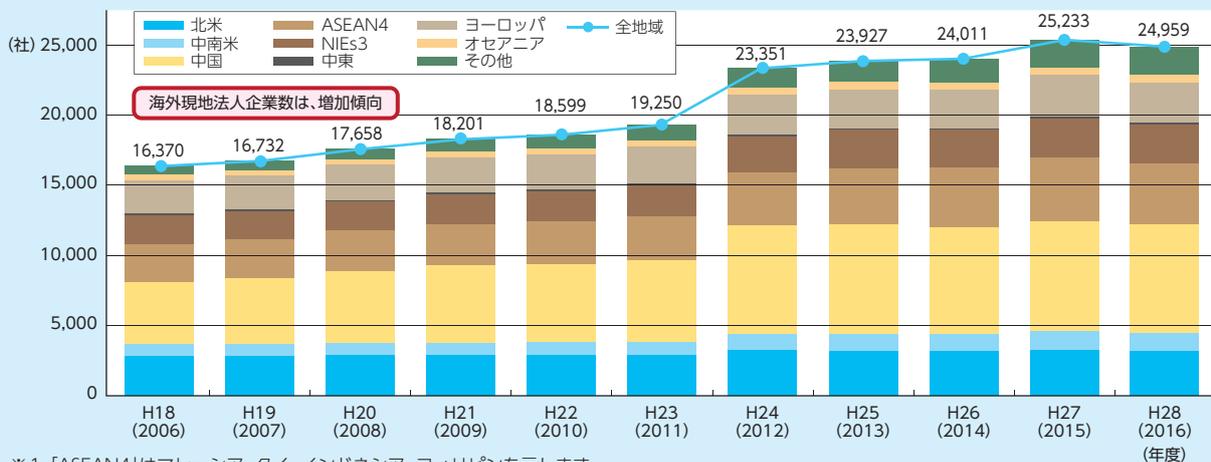
こうした状況を踏まえ、国税庁としては、国際的な動きも十分に視野に入れて適正・公平な課税を実現していくことが、国民からの信頼の確保につながるものと考えています。

■ 家計部門からの海外投資(対外証券投資)金額



※ 数値については、平成29(2017)年6月の速及改訂後のデータを掲載しています。
(出典：日本銀行「資金循環統計」)

■ 現地法人企業数の地域別推移



※1 「ASEAN4」はマレーシア、タイ、インドネシア、フィリピンを示します。
 ※2 「NIEs3」はシンガポール、台湾、韓国を示します。
 (出典：経済産業省「海外事業活動基本調査」)

コラム4

「国際戦略トータルプラン」に基づく取組方針
「国際戦略トータルプラン」に基づく具体的な取組状況

国税庁では、国際課税への取組を重要な課題と位置付けているところ、平成28(2016)年10月に、国際課税の取組の現状と今後の方向を取りまとめた「国際戦略トータルプラン」を公表しました。

「国際戦略トータルプラン」の公表後も引き続き、積極的に国際課税への取組を進めてまいりましたが、平成29(2017)年11月に「パラダイス文書」が公開されるなど、これまでも増して、国民の関心は大きく高まっている状況にあります。

こうした状況から、平成29(2017)年12月に国際課税の取組方針及び具体的な取組状況を取りまとめた「『国際戦略トータルプラン』に基づく取組方針」「『国際戦略トータルプラン』に基づく具体的な取組状況」を公表しています。

■ 「国際戦略トータルプラン」に基づく取組方針(平成29(2017)年12月版)

平成28(2016)年10月公表「国際戦略トータルプラン」に基づく取組方針(平成29(2017)年12月版)

国税庁
の方針

◎近年、経済社会がますます国際化している中で、「パナマ文書」、「パラダイス文書」の公開やBEPS(税源侵食と利益移転)プロジェクトの進展などにより、国際的な租税回避行為に対して、国民の関心が大きく高まっている。
→ 国際戦略トータルプランの各取組を推進し、課税上問題がある場合には、積極的に調査等を実施するなど適切に対処していく。



※1 CRS…Common Reporting Standard, 共通報告基準の略
 ※2 BEPS…Base Erosion and Profit Shifting, 税源侵食と利益移転の略

国税庁について

納税者サービスの充実と行政効率化のための取組

適正・公平な課税・徴収

権利救済

適正な運営

税理士業務の適正な運営の確保

政策評価の実施

資料編

■ 「国際戦略トータルプラン」に基づく具体的な取組状況(平成29(2017)年12月版)(抜粋)

平成28(2016)年10月公表「国際戦略トータルプラン」に基づく具体的な取組状況(平成29(2017)年12月版)

国税庁における調査・徴収に係る取組状況(調査事例等)

- 近年、個人投資家からの海外投資や企業における海外取引が増加するなど、経済社会がますます国際化している。
- このような経済社会の変化等に応じ、国際課税への取組は重要な課題であると位置付け、富裕層や海外取引のある企業による、
 - ・海外への資産隠し
 - ・国外で設立した法人を利用した国際的租税回避
 - ・各国の税制・租税条約の違いを利用した国際的租税回避
 等に対し、積極的に調査等を実施している。
- これらの調査等に際しては、課税上の問題点を的確に把握するため、国外送金等調書、国外財産調書、財産債務調書のほか、租税条約等に基づく情報交換要請を積極的に活用している(事例1～事例7)。
- また、海外取引に係る申告所得税・法人税のみならず、相続税・贈与税・源泉所得税・消費税などの幅広い税目や、外国子会社合算税制の適用などの国際課税上の問題点の解明について努めるとともに(事例8～13)、徴収面においても、徴収共助制度を活用し、我が国の税収の確保に努めている(事例14)。

事例	項目	概要	税目
事例1	国外送金等調書(送金)の活用事例	外国の知人と通謀して架空経費の計上により資金を国外に留保していた事例	法人税
事例2	国外送金等調書(受金)の活用事例	国外における簿外取引により資金を国外に留保していた事例	申告所得税
事例3	国外財産調書・財産債務調書の活用事例	国外財産調書記載の財産から生じる所得が申告漏れとなっていた事例	申告所得税
事例4	租税条約等に基づく情報交換要請の活用事例①	外国のツアー添乗員への業務委託費を架空・水増し計上していた事例	申告所得税
事例5	租税条約等に基づく情報交換要請の活用事例②	取引先との関係を考慮して取引先の従業員に支払った謝礼を販売手数料に仮装していた事例	法人税
事例6	外国当局からの自動的情報交換資料の活用事例	国外預金の利子及び国外不動産の譲渡益が申告漏れとなっていた事例	申告所得税
事例7	外国当局からの自発的情報交換資料の活用事例	国外における簿外取引により資金を国外に留保していた事例	法人税
事例8	外国子会社合算税制を適用した事例	国外への関連法人への出資状況等から外国子会社合算税制を適用した事例	法人税
事例9	相続税の申告から国外財産を除外していた事例	国外に所在する相続財産の存在を知らず申告していなかった事例	相続税
事例10	国外財産について贈与税の申告がなかった事例	国外不動産の贈与を受けていたが贈与税の申告をしていなかった事例	贈与税
事例11	国外財産が相続税申告漏れ・相続した国外株式に係る配当所得等が申告漏れとなっていた事例	相続した国外財産につき相続税の申告漏れとなっており、相続した国外株式から生じる配当所得等が申告漏れとなっていた事例	相続税 申告所得税
事例12	海外取引先への支払について源泉徴収していなかった事例	海外取引先への役員提供対価の支払について源泉徴収していなかった事例	源泉所得税
事例13	消費税の不正還付を未然に防止した事例	国内取引を輸出取引に仮装して不正に消費税の還付を得ようとしていた事例	消費税
事例14	徴収共助事例	母国へ帰国した滞納者の財産を徴収共助により徴収した事例	徴収
参考	日本から外国当局へ自発的情報交換を行った事例	外国当局に情報提供をし、外国当局にて課税が行われた事例	-

(2) 情報リソースの充実(情報収集・活用の強化)

～ 海外取引・国外財産を的確に把握 ～

国税庁では、国内外をまたぐ資金の移動や国外に保有する資産の把握を目的として、次の制度を活用しています。

イ 国外送金等調書

国外への送金及び国外から受領した送金の金額が100万円を超えるものについて、送金者及び受金者の氏名・住所、取引金額、マイナンバー・法人番号などを記載した調書を、送金等を行った金融機関が税務署に提出するものです(平成10(1998)年4月施行)。

■ 国外送金等調書の提出枚数

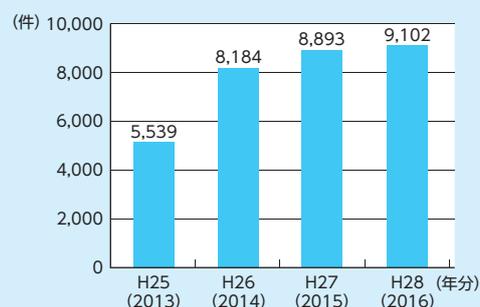


※ 平成21(2009)年4月より、提出基準が200万円超から100万円超に引き下げられています。

□ 国外財産調書

その年の12月31日において、価額の合計額が5,000万円を超える国外財産を有する方が、その国外財産の種類、数量、価額、マイナンバーなどを記載した調書をその翌年の3月15日までに税務署に提出するものです(平成26(2014)年1月施行)。

■ 国外財産調書の提出件数



ハ 財産債務調書

その年の所得が2,000万円を超え、かつ、その年の12月31日において価額の合計額が3億円以上の財産又は価額の合計額が1億円以上の有価証券等(国外転出時課税の対象となる財産)を有する方が、財産の種類、数量、価額や債務の金額、マイナンバーなどを記載した調書をその翌年の3月15日までに税務署に提出するものです(平成28(2016)年1月施行、平成28(2016)年分の提出件数：約73,000件(平成29(2017)年6月末現在))。

二 租税条約等に基づく情報交換

海外取引に関しては、国内で入手できる情報だけでは事実関係を十分に解明できないことがあります。そのような場合には、二国間の租税条約や多数国間の税務行政執行共助条約などに基づき、外国税務当局と情報交換を実施し、適正・公平な課税に必要な情報を国外から入手することが可能となっています。近年、この情報交換ネットワークの拡充が図られており、平成30(2018)年4月現在、70の租税条約等¹(123か国・地域)が発効しており、年間数十万件の情報交換を行っています。

■ 情報交換件数の推移



※ 情報交換件数は、各事務年度に収受した件数と発送した件数を合計したものです。

ホ CRS(共通報告基準)による非居住者の金融口座情報の自動的交換

外国の金融機関等を利用した国際的な脱税及び租税回避に対処するため、平成26(2014)年にOECDにおいて、非居住者の金融口座情報を税務当局間で自動的に交換するための国際基準である「CRS(Common Reporting Standard: 共通報告基準)」が策定されました。平成30(2018)年4月現在、102か国・地域の税務当局が、これにより非居住者の金融口座情報の自動的交換を平成30(2018)年末までに開始することを約束しています²。

今後、多数の国・地域の税務当局が、①自国に所在する金融機関から非居住者が保有する口座に関する情報(氏名・住所、口座残高等)の報告を受け、②租税条約等に基づきその非居住者の居住地国の税務当局にその情報を提供することとなります。

1 ここで租税条約等とは、租税条約、情報交換協定、税務行政執行共助条約及び日台民間租税取決めをいいます。

2 これらの国・地域の一部は、既にこの自動的交換を開始しています。

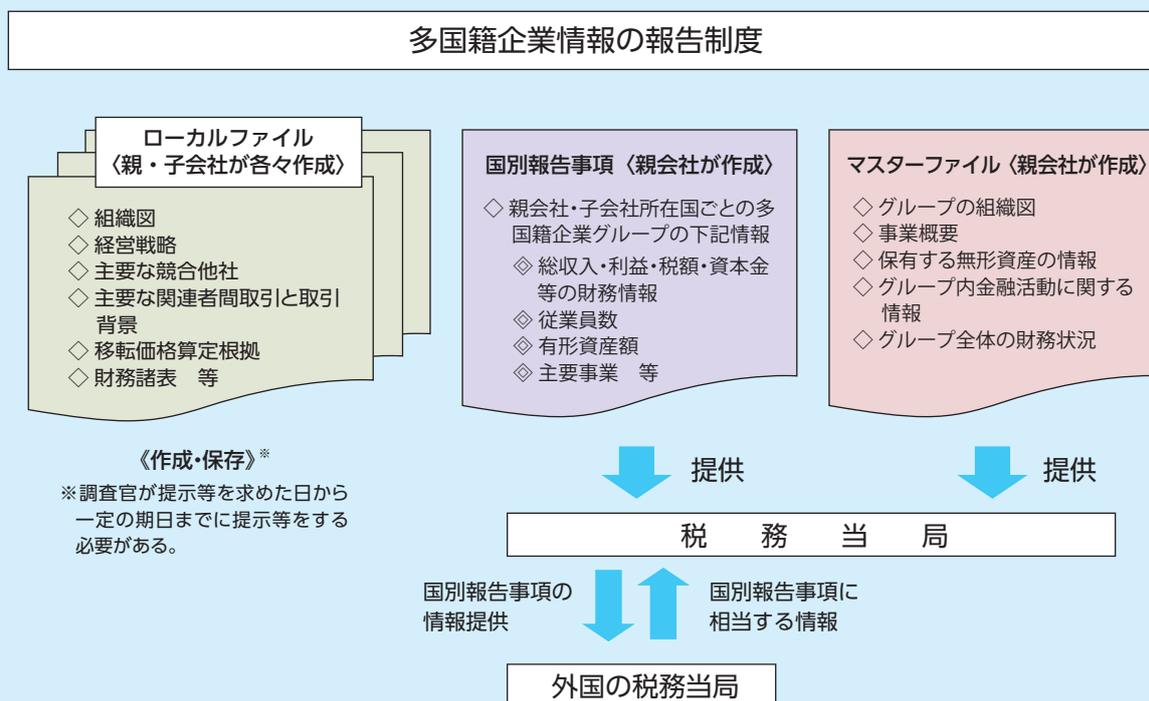
へ 多国籍企業情報の報告制度

多国籍企業のグローバルな活動・納税実態を把握するため、平成28(2016)年度税制改正において、①多国籍企業グループの国ごとの活動状況に関する情報(「国別報告事項」)、②多国籍企業グループのグローバルな事業活動の全体像に関する情報(「事業概況報告事項(マスターファイル)」)及び③国外の関連企業との取引における独立企業間価格(第三者間の取引価格)を算定するための詳細な情報(「ローカルファイル」)を税務署に提供(又は作成・保存)することが一部の法人に義務付けられました¹。

このうち、国別報告事項は、租税条約等の自動的情報交換に基づき、多国籍企業グループの国外の関連企業の居住地国の税務当局に情報提供することになりました。我が国では、平成30(2018)年9月までに外国の税務当局への情報提供を開始するとともに、諸外国からも国別報告事項に相当する情報の提供が開始されることとなります。

また、国外の関連企業との取引金額が一定以上の法人は、ローカルファイルを確定申告書の提出期限までに作成又は取得し、保存しなければならないこととされました。このローカルファイルは、調査官が提示又は提出を求めた日から一定の期日までに提示又は提出する必要があります(平成29(2017)年4月1日以後に開始する事業年度から適用)。

■ 多国籍企業情報の報告制度のイメージ



¹ 直前の会計年度における総収入金額1,000億円以上の多国籍企業グループの最終親会社は、その親会社の会計年度の終了の日の翌日から1年以内に、国別報告事項及びマスターファイルをe-Taxにより提供することとされました(平成28(2016)年4月1日以後に開始する会計年度から適用)。

Ⅲ 適正・公平な課税・徴収

(3) 調査マンパワーの充実(専門体制の整備・拡充)

～ 専門部署・プロジェクトチームの設置 ～

国税庁では、複雑・多様化する海外取引及び国際的租税回避に対応するため、国際課税に関する調査を専門的に行う部署を設置しています。

また、平成26(2014)事務年度より、富裕層に関する情報収集を更に強化する観点から、東京、大阪及び名古屋の各国税局に重点管理富裕層プロジェクトチームを設置し、富裕層の中でも特に多額の資産を保有していると認められる納税者について、その関係者や主宰法人、関連する法人を管理対象者グループとして一体的に管理して、情報の収集・分析を行っています。

平成29(2017)年7月からは、このプロジェクトチームを全ての国税局に設置し、全国で同様の取組を実施しています。

■ Web-TAX-TV「国際課税に関する取組の現状と今後の方向～富裕層PTの展開～」



国税庁のインターネット番組「Web-TAX-TV」では、富裕層の中でも特に重点的に管理すべき富裕層について情報の収集・分析を行っている「重点管理富裕層プロジェクトチーム(富裕層PT)」の活躍を題材として、「国際戦略トータルプラン」を分かりやすく解説した番組「国際課税に関する取組の現状と今後の方向～富裕層PTの展開～」を配信しています。是非ご覧ください。

(4) グローバルネットワークの強化(外国当局との連携等)

～ 外国当局との連携の強化 ～

国境を越えた経済活動がますます活発化するなか、適正・公平な課税を確保するためには外国当局との協調が不可欠となっており、国税庁は、外国当局との連携の強化に努めています。

イ 国際的な枠組みへの参画

(イ) 国際合意の形成と履行

BEPSプロジェクトは、多国籍企業がその活動実態と国際課税ルールとのずれを利用することで、課税所得を人為的に操作し、課税逃れを行っている問題に対処するため、OECDにおいて平成24(2012)年に立ち上げられたものです。このプロジェクトにおける議論にはOECD非加盟国のG20メンバーも参加し、平成27(2015)年10月に最終報告書が公表されています。

最終報告書では、国際課税ルール全体を見直すことにより、多国籍企業による国際的租税回避に対処し、また、各国政府の制度及び多国籍企業の活動等に関する透明性の向上を図るための、様々な勧告がなされていますが、国税庁は、財務省とともに、勧告内容の円滑な実現に向けて積極的に取り組んでいるところです。

■ BEPSプロジェクトにおいて議論された15の行動

行動 1：電子経済の課税上の課題への対処	行動 2：ハイブリッド・ミスマッチ取極めの効果の無効化
行動 3：外国子会社合算税制の強化	行動 4：利子控除制限ルール
行動 5：有害税制への対抗	行動 6：租税条約の濫用防止
行動 7：恒久的施設(PE)認定の人為的回避の防止	行動 8：無形資産取引に係る移転価格ルール
行動 9：リスクと資本に係る移転価格ルール	行動 10：他の租税回避の可能性の高い取引に係る移転価格ルール
行動 11：BEPSの規模・経済的効果の分析方法の策定	行動 12：義務的開示制度
行動 13：多国籍企業の企業情報の文書化	行動 14：相互協議の効果的实施
行動 15：多数国間協定の策定	

□ OECD等における取組への参画

BEPSプロジェクトの最終報告書の勧告は、新興国・途上国を含め、多数の国・地域により実施される必要があることから、平成28(2016)年に「BEPS包摂的枠組み」(Inclusive Framework on BEPS)が組織されました。平成30(2018)年4月現在、我が国を含む113か国・地域が「BEPS包摂的枠組み」に参加しており、勧告内容の実施状況に関する相互審査などを実施しています。

また、租税条約等に基づく情報交換については、150か国・地域が参加する「税の透明性と情報交換に関するグローバル・フォーラム」において各国・地域の法制と執行について相互審査が行われています。

なお、「OECD税務長官会議」における「情報共有と協働のための合同国際タスクフォース」(JITSIC: Joint International Taskforce on Shared Intelligence and Collaboration)では、国際的な租税回避等の各国共通の課題について、各国が情報を共有し協働することを目的とした取組が行われています。

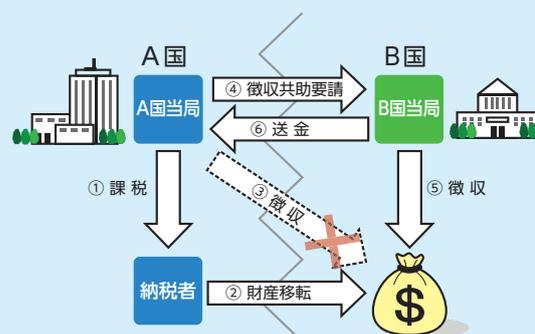
国税庁は、こうした取組に積極的に参画しています。

□ 徴収共助制度の活用

海外への財産の移転などによる租税の徴収の回避に対しては、租税債権の徴収において、租税を徴収するための権限は自国の領域外で行使することができないという制約(執行管轄権)がある中で、租税条約に基づき、各国の税務当局が協力して互いに相手国の租税を徴収する「徴収共助」の枠組みにより対処することができます。

我が国においては、平成25(2013)年10月に発効した税務行政執行共助条約¹などに基づく徴収共助の制度を積極的に活用して、国際的な租税の徴収に取り組むこととしています。

■ 徴収共助の仕組み



八 相互協議の促進

国税庁では、移転価格課税などによる国際的な二重課税について納税者の申立てを受けた場合、租税条約等に基づき外国税務当局との相互協議²を実施してその解決を図っています。また、納税者の予測可能性を高め、移転価格税制の適正・円滑な執行を図る観点から、事前確認に係る相互協議も実施しています。

¹ 租税に関する情報の交換、徴収、文書の送達を相互に支援することを定めた多国間条約であり、我が国を含め85か国において発効しています(平成30(2018)年5月1日現在)。

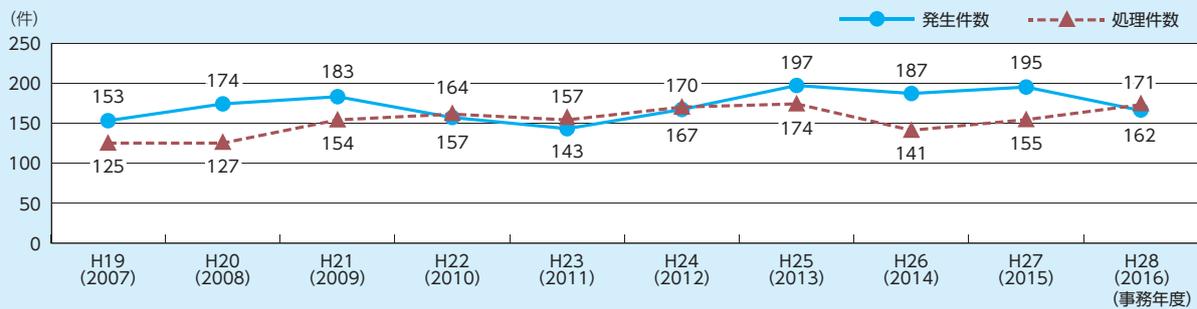
² 「相互協議」とは、租税条約等に基づき、国際的な二重課税が移転価格課税などにより生じた場合、又は生じると納税者が考える場合などにおいて、国税庁が納税者の申立てを受けて租税条約相手国・地域の税務当局との間で協議を行う手続です。

Ⅲ 適正・公平な課税・徴収

平成28(2016)事務年度における相互協議事案の発生件数は162件、処理件数は171件であり、翌事務年度への繰越件数は456件でした¹。発生件数及び処理件数のうち、それぞれ事前確認に係るものが約8割、移転価格課税その他に係るものが約2割を占めています。

国税庁では、相互協議事案の適切・迅速な解決に向け、要員の確保など体制の充実を図るとともに、各国税務当局との連絡を密にし、機動的かつ円滑な協議の実施に取り組んでいます。また、新興国に対しては技術協力の積極的な実施により、国際的な課税ルールの浸透を図るとともに、相互協議における事案処理が促進されるよう、相互協議の手續や進め方に関する知識やベストプラクティスなども共有しています。

■ 相互協議事案の発生・処理件数に係る推移



※ 発生件数は、納税者からの相互協議の申立て又は相手国税務当局からの相互協議の申入れがあった件数です。

(5) 富裕層や海外取引のある企業への対応等

～ 富裕層や海外取引のある企業に対して積極的に調査 ～

社会経済の国際化に伴い、海外投資を行う富裕層や海外取引を行う企業が増えてきています。

海外投資や海外取引を行う場合、その投資、取引の相手先が国外にあり、容易に内容の確認をできないといった特殊性があります。その特殊性を利用して、海外子会社の出資者を偽ることにより、外国子会社合算税制の適用による課税を回避したり、取引金額を改ざんすることにより不正に所得金額を圧縮するなどの事例が把握されています。

また、各国の税制の違いを利用して、グループ全体における税負担を軽減する国際的な租税回避スキームもあり、これらの問題について、厳正に対応していく必要があります。

このため、国税庁では富裕層や海外取引のある企業への対応を重点課題として掲げ、積極的に調査を実施しています。

■ 富裕層に係る調査実績



¹ 我が国では、61の租税条約(適用対象は72か国・地域)において相互協議に関する規定が置かれており、このうち27か国・地域と相互協議が行われています(平成29(2017)年6月末現在)。

■ 海外投資などを行っている 富裕層に係る調査実績



■ 海外取引等に係る法人税調査実績



～ 移転価格税制の適正かつ円滑な執行のための環境整備 ～

企業活動の国際化の進展に伴い、移転価格税制¹の適用対象となる取引が増加するとともに、取引の内容も複雑化している中、国税庁では、納税者の予測可能性を高めるため、移転価格税制に係る法令解釈通達や事務運営指針を改正するなど、制度の運用に関する執行方針や適用基準を公表しています。また、移転価格税制に係る事前確認²については、納税者の予測可能性・法的安定性を確保し、移転価格税制の適正・円滑な執行に資するものであること等を踏まえ、納税者が事前確認を円滑に利用できる環境を整えています。

コラム5 移転価格税制に関する協力的手法による取組

平成28(2016)年度税制改正において、移転価格税制に係る文書化制度が整備され、同時文書化義務が規定されました³。国税庁では、同時文書化義務の対象となる企業の「独立企業間価格を算定するために必要と認められる書類」(以下「ローカルファイル」といいます。)⁴の作成を支援し、企業の移転価格税制に関する自発的な税務コンプライアンスの維持・向上を図るため、平成29(2017)年7月から同時文書化対象取引に関する個別照会(以下「個別照会」といいます。)⁴に積極的に対応しています。相談窓口では、例えば、ローカルファイルの作成における機能分析、独立企業間価格の算定方法の選定、比較対象取引の選定などに関する個別照会について、納税者の相談に応じています。

また、個別照会への対応とともに、ローカルファイルの作成状況の確認、助言を行うための企業訪問についても平成29(2017)年7月から実施しています⁴。納税者のご理解とご協力の下で、事務所などを訪問し、その作成状況を確認しながら、必要があれば記載内容について指導、助言を行っています。

1 我が国企業が国外の関連企業と取引をするに当たって、その取引価格が第三者間の取引価格(これを「独立企業間価格」と呼んでいます。)と異なることにより、我が国企業の課税所得が減少している場合に、その取引が独立企業間価格で行われたとみなして、所得を計算し直す制度です。

2 移転価格税制に係る事前確認は、納税者の申出に基づき国外の関連企業との取引に係る独立企業間価格の算定方法等について税務当局が事前に確認するものです。

3 前事業年度に一の国外関連者との間で行った国外関連取引の合計額が50億円以上又は無形資産取引の合計額が3億円以上である法人は、当該国外関連取引に係るローカルファイルを確定申告書の提出期限までに作成又は取得し、保存しなければならないこととされました(租税特別措置法第66条の4第6項、第68条の88第6項)。なお、同時文書化義務は、平成29(2017)年4月1日以後に開始する事業年度から適用となります。

4 個別照会・企業訪問については、国税庁ホームページに掲載している「移転価格ガイドブック」(<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kokusai/itenkakakuzeisei/index.htm>)にも記載しています。

4 各国税務当局との協力

(1) 開発途上国に対する技術協力

～ アジア諸国を中心とした開発途上国への技術協力 ～

国税庁では、独立行政法人国際協力機構(JICA)の技術協力の枠組みなどの下、開発途上国の税務行政の改善、日本の税務行政に対する理解の醸成などを目的に、アジア諸国を中心として、開発途上国に対する技術協力を積極的に取り組んでいます。



国際税務行政セミナー

技術協力の概要

1 開発途上国への職員派遣

開発途上国の税務当局の要望を踏まえ、納税者サービス、国際課税、職員研修などの分野について、職員を講師として派遣しています。平成29(2017)年度は、カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、ベトナムへ派遣し、講義などを行いました。

また、開発途上国の税務行政に対して継続的なアドバイスを提供することを目的として、JICAの「長期専門家」としても職員を派遣しています。平成29(2017)年度は、カンボジア、インドネシア、ラオス、ミャンマー、ベトナムに職員が常駐しています。

2 国内研修の実施

(1) 国際税務行政セミナー (ISTAX)

複数の開発途上国の税務職員を対象とした研修であり、日本の税制・税務行政全般について講義などを行っています。この研修には、中堅職員を対象とした一般コースと幹部職員を対象とした上級コースがあり、平成29(2017)年度は両コースあわせて、24か国から24名が参加しました。

(2) 国別税務行政研修

特定の開発途上国の税務職員を対象とした研修であり、それぞれの国からの要望に沿った講義などを行っています。平成29(2017)年度は、カンボジア、中国、インドネシア、ベトナムのそれぞれに対して実施しました(計79名が参加)。

(3) アジア国際課税研修

複数のアジア諸国の税務職員を対象とした研修であり、「国際課税」に関する講義を中心に行っています。平成29(2017)年度は6か国(カンボジア、タイ、ラオス、モンゴル、スリランカ、ベトナム)から12名が参加しました。

(4) 国税庁実務研修

世界銀行などの奨学金制度を利用し、我が国の大学院(修士課程)に留学している開発途上国の税務職員を対象とした研修であり、日本の税制・税務行政全般に関する講義などを行っています。平成29(2017)年度は、慶應義塾大学、横浜国立大学及び政策研究大学院大学の各大学院に在籍している留学生15名が参加しました。

■ 受入研修の実施状況

(単位：国、人)

		平成25年度 (2013)	平成26年度 (2014)	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)
国際税務行政セミナー(ISTAX) (一般コース)	国数	16	17	16	15	15
	人数	16	17	16	15	15
国際税務行政セミナー(ISTAX) (上級コース)	国数	13	13	9	8	9
	人数	13	13	9	10	9
国別税務行政研修	国数	6	6	3	4	4
	人数	116	111	56	96	79
アジア国際課税研修	国数	6	6	6	7	6
	人数	16	12	8	11	12
国税庁実務研修	国数	11	13	14	9	11
	人数	20	17	18	15	15

(2) 国際会議への参加

～ 国際課税の問題解決に向けた各国間の協力 ～

各国税務当局間での協力や経験の共有を図るため、国税庁では、OECD税務長官会議、アジア税務長官会合などの国際会議に積極的に参加しています。

イ OECD税務長官会議

OECD税務長官会議は、OECD加盟35か国及び非加盟15か国・地域の税務当局の長官クラスが参加し、税務行政の幅広い分野にわたって各国の知見・経験の共有等を行う場です。平成29(2017)年9月には、ノルウェー(オスロ)で第11回会合が開催され、BEPS対策の実施等について意見交換が行われました。

ロ アジア税務長官会合

アジア税務長官会合は、アジア太平洋地域における17か国・地域の税務当局の長官クラスが参加し、域内の協力と知見の共有を図るための議論を行う場です。平成29(2017)年11月には、フィリピンで第47回会合が開催され、税務職員の能力向上プログラムのあり方等について意見交換が行われました。